

障害者グループホーム火災対策 埼玉県指導指針

平成25年7月26日
埼玉県障害者支援課

埼玉県では、障害者グループホーム（ケアホームも含む。以下同じ。）における入居者の生命を守るため、運営事業者と協力し、以下の指針により、障害者グループホームの火災対策を推進するものとする。

1. グループホーム創設時（新築時）においては、スプリンクラーの同時設置を指導する。また、施設整備補助金の交付先選定においては、スプリンクラーを同時設置するグループホームを優先採択する。
2. 新規指定時において、スプリンクラーの設置が出来ない場合、指定後3年以内に設置する予定の計画書を提出させる。
3. 夜間等に宿直（夜勤）職員がいないグループホームにおいては、火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）の設置を徹底させる。
4. 全てのグループホームについて、連動型住宅用火災警報器の各居室設置を徹底させる。
5. 避難対策については、入居者数に比して職員等の数が最も少なくなる場合に、各居室で火災が発生したことを想定し、次の事項について定め、具体的に検討させる。
 - (1) 避難させる入居者の順番
 - (2) 避難の呼びかけ方法

- (3) 入居者ごとの避難経路及び避難（介助）方法
- (4) 早期の通報対策

- 6. 各グループホームにおいては、消防機関の指導のもと、「小規模社会福祉施設訓練マニュアル」に基づき、年2回以上の訓練を実施させる。
- 7. 上記の5及び6を踏まえ、全てのグループホームは、年に1回、別添の「チェックリスト（34項目）」と「避難計画（事業所全体と入居者別）」を県に提出させる。
- 8. 県は提出された「チェックリスト」「避難計画」を精査し、不備等があれば個別指導を実施して改善させる。